

別 紙

史跡名勝天然記念物

(平成29年6月16日現在)

種 別	現在指定件数	今回答申件数			合計（現在指定件数と 答申件数との合計）
		新指定	解除	統合に よる減	
史 跡 (うち特別史跡)	1, 7 8 4 (6 1)	1 1 (1)	0 (0)	0 (0)	1, 7 9 5 (6 2)
名 勝 (うち特別名勝)	4 0 2 (3 6)	6 (0)	0 (0)	0 (0)	4 0 8 (3 6)
天然記念物 (うち特別天然記念物)	1, 0 2 4 (7 5)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1, 0 2 5 (7 5)
合 計	3, 2 1 0 (1 7 2)	1 8 (1)	0 (0)	0 (0)	3, 2 2 8 (1 7 3)

(備考)

件数は、同一の物件につき、二つの種別に重複して指定が行われている場合（例えば、名勝及び天然記念物など）、それぞれの種別につき1件として数えたものです。

なお、重複指定物件を1件として数えた場合、

現在指定件数は、 3, 0 9 6 件

答申後合計件数は、 3, 1 1 4 件 です。

登録記念物

種 別	現在登録件数	今回答申件数		合計（現在登録件数と 答申件数との合計）
		新登録	抹 消	
遺跡関係	6	3	0	9
名勝地関係	87	2	0	89
動物、植物及び 地質鉱物関係	6	0	0	6
合 計	99	5	0	104

（備考）

件数は、同一の物件につき、二つの種別に重複して登録が行われている場合（例えば、遺跡関係及び名勝地関係など）、それぞれの種別につき1件として数えたものです。

なお、重複登録物件を1件として数えた場合、

現在登録件数は、 97件

答申後合計件数は、 102件 です。

重要文化的景観

種 別	現在選定件数	今回答申件数		合計（現在選定件数と 答申件数との合計）
		新選定	解 除	
重要文化的景観	51	7	0	58

利神城跡概要

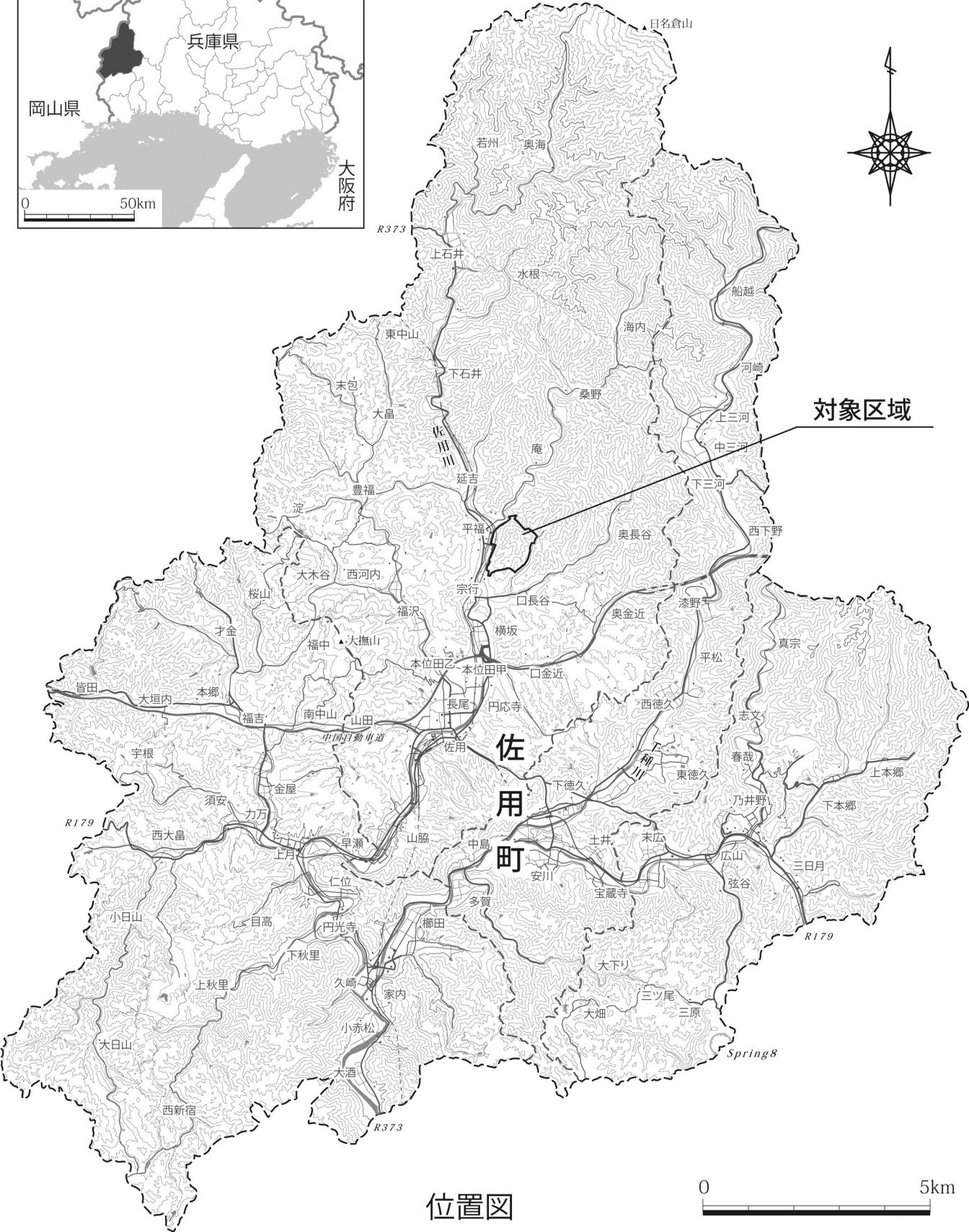
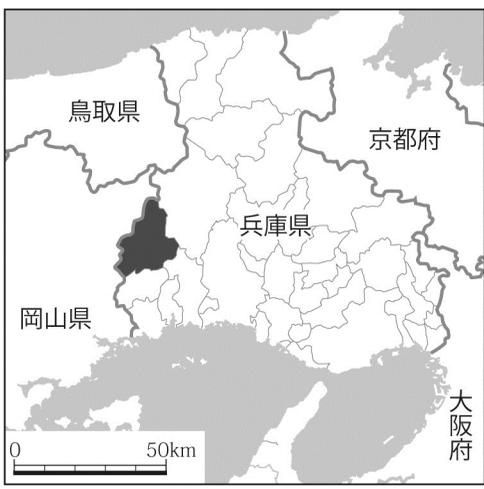
- 1 名称 ^{り かんじょうあと}
利神城跡
- 2 指定等の対象の所在地
兵庫県佐用郡佐用町平福 2 9 8 番地 1 外 334 筆等
- 3 指定等の対象地域の面積 864,134.35 m²

4 利神城跡の概要

中世から近世初頭にかけて、播磨国北西部の軍事・政治的拠点として営まれた城跡である。^{くもつきじょうあと}雲突城跡ともいい、兵庫県西部の山間地を流れる佐用川及び同川支流^{いおりがわ}庵川の左岸、標高 3 7 3 m の利神山山頂部及び西山麓に所在する。戦国時代には別所氏の居城とされ、慶長 5 年 (1 6 0 0)、^{いけだてるまさ}池田輝政が関ヶ原の戦の勲功によって播磨国 5 2 万石の国主となると、国内六支城 (明石、三木、高砂、龍野、赤穂、利神) 整備の一環として、播磨・美作国境の要となる利神城の大規模改修が行われ、最後には平福藩 (元和元年 1 6 1 5 ~ 寛永 8 年 1 6 3 1) の拠点として機能した。利神山の山頂を中心に、南北 3 5 0 m、東西 2 0 0 m の範囲に^{くるわ}曲輪が展開し、天守丸・本丸・二の丸・三の丸には、高石垣が構築されている。また、西山麓の居館跡は、南北 3 7 0 m、東西 1 1 0 m の規模で、南北を石塁で仕切り、南側は前面に堀を有し、西側は佐用川と支流の庵川を自然の堀としていた。^{ますがたこくち}枳形虎口から山上の三の丸に向け登城道が延びる。近世初頭の高石垣を有する山城として、また山城と山麓の居館が一体として残る事例として貴重であり、中世城館から近世城郭への変遷、近世大名による支城体制を理解する上で重要である。

5 指定する主な範囲

山城跡、山麓の居館跡など

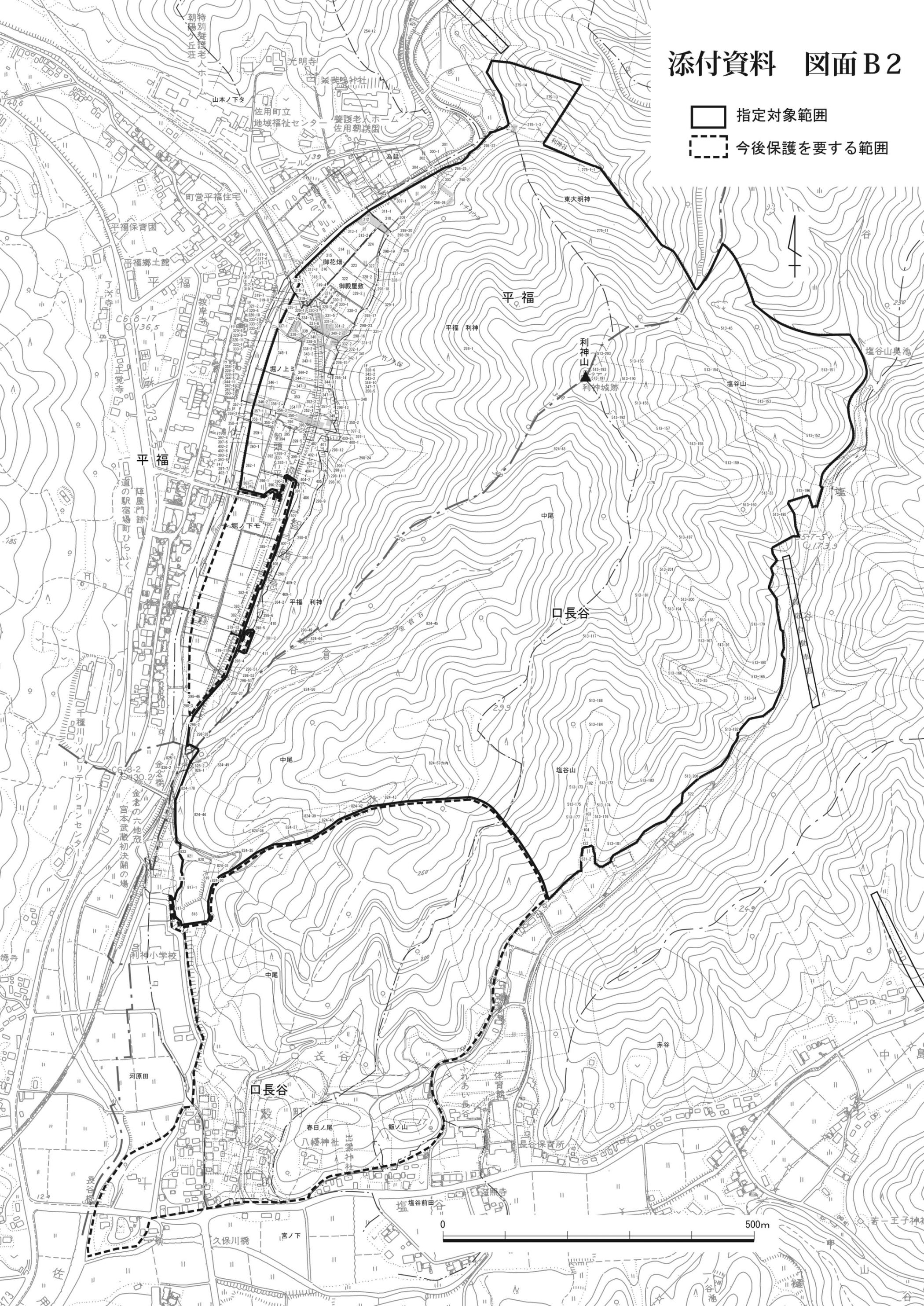


位置図



添付資料 図面B2

-  指定対象範囲
-  今後保護を要する範囲





01_利神城跡(遠景)



02_利神城跡(山城地区全景)



03_利神城跡(石垣群)



04_利神城跡(石塁)

史跡但馬国分寺跡概要

1 史跡の名称及び指定年月日

史跡の名称：史跡^{たじまこくぶんじあと}但馬国分寺跡

指定履歴：史跡指定 平成 2 年 12 月 26 日（文部省告示第 121 号）
追加指定 平成 12 年 11 月 15 日（文部省告示第 168 号）
同 平成 16 年 2 月 27 日（文部科学省告示第 31 号）
同 平成 23 年 9 月 21 日（文部科学省告示第 144 号）
同 平成 25 年 10 月 17 日（文部科学省告示第 142 号）
同 平成 27 年 10 月 7 日（文部科学省告示第 173 号）

2 追加指定に係る対象地域の所在地

（既指定地）兵庫県豊岡市日高町国分寺字堂ノ前 664 番 1 外 157 筆等
（追加指定地）兵庫県豊岡市日高町国分寺字竹ノ下 268 番 1 外 29 筆等

3 追加指定に係る対象地域の面積

既指定面積	20,166.01 m ²
追加指定面積	6,539.09 m ²
合計	26,705.10 m ²

4 但馬国分寺の概要

国分寺は、天平 13 年（741）聖武天皇の詔により全国に建立された寺院である。文献に残る但馬国分寺についての記述は少ないが、『続日本紀』には、天平勝宝 8 歳（756）12 月に、聖武天皇一周忌の法要に用いる莊嚴具を但馬国分寺など 26 国に頒下した記事が、宝亀 8 年（777）7 月には、「震但馬国国分寺塔」とあり、塔に落雷があったことを記す。また、『日本三代実録』貞観 4 年（862）11 月には、但馬権守豊井王が幡 18 点を但馬国分寺に施入したとあり、平安時代中期になっても盛んに活動していたことをうかがわせる。弘安 8 年（1285）に作成された『但馬国大田文』には、「法勝寺末寺 国分寺」とあり、さらに明德 2 年（1391）には奈良・西大寺の末寺となっていることが記されており（『西大寺諸国末寺帳』）、中世には地位が低下し有力寺院の末寺となっていることがわかる。

但馬国分寺の廃絶については、天正 8 年（1580）、羽柴秀長による第 2 次但馬

討伐の際に焼亡したと伝えられる。寺域北側でおこなった発掘調査（第12次）では、中世の灰層を確認しており、この伝承との関わりが注目される。

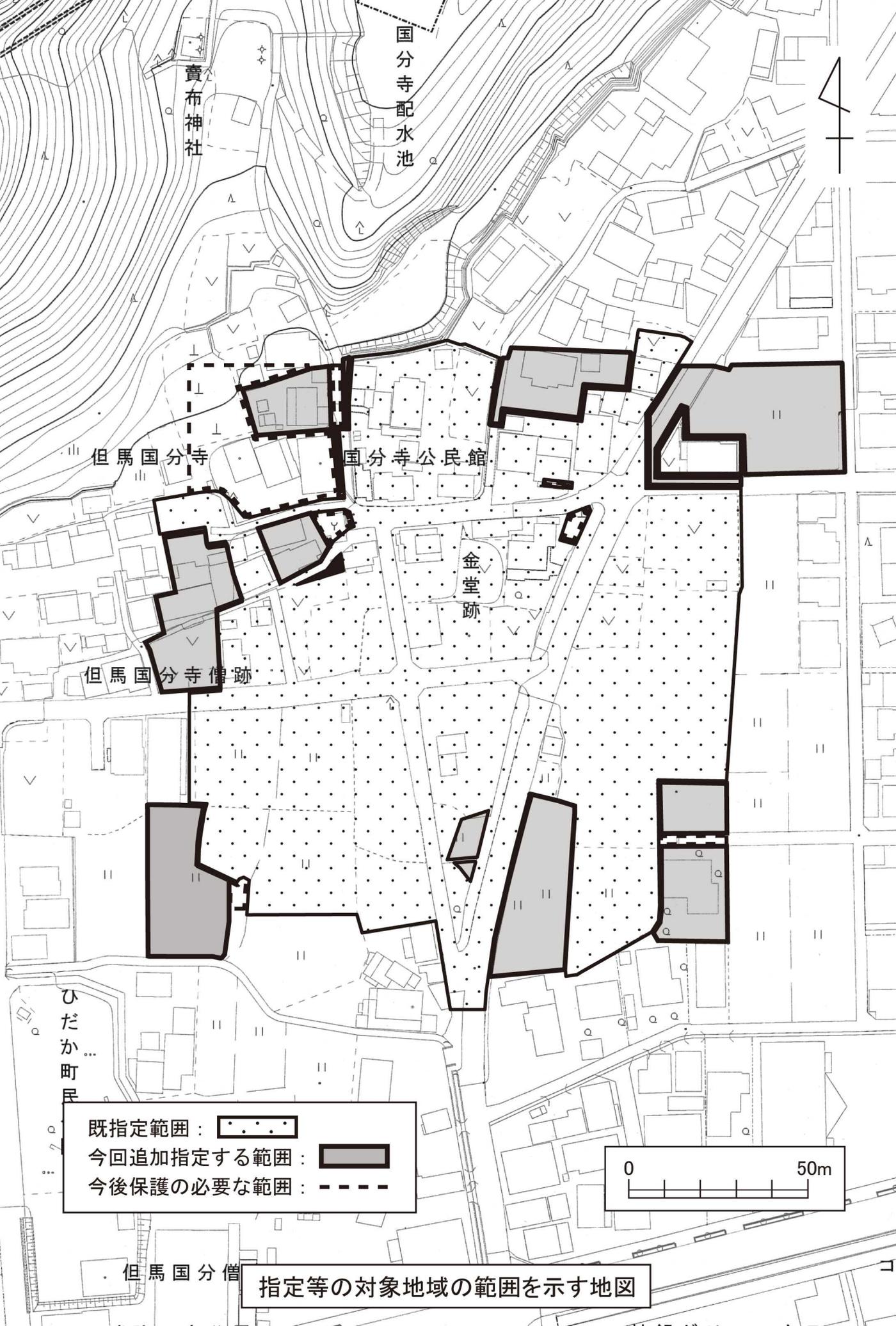
江戸時代に入ると、再興の動きがみられる。延享・宝暦年間（1740～60年代）には、釈迦如来像を安置したり、国中を托鉢するなど堂の再建をはかっていたことが、現在の護国山但馬国分寺に伝わる棟札によって知られる。さらに、文化11年（1814）に但馬の測量に訪れた伊能忠敬は、『測量日記』に但馬国分寺跡が礎石を残すのみになっていたことや、その近くに再興された国分寺が建っていたことを記している。

5 指定する主な範囲

回廊跡、築地跡など



指定等の対象地域の位置を示す地図



国分寺配水池

賣布神社

但馬国分寺

国分寺公民館

金堂跡

但馬国分寺遺跡

ひだか町民

既指定範囲： 
 今回追加指定する範囲： 
 今後保護の必要な範囲： 



指定等の対象地域の範囲を示す地図



01_但馬国分寺跡(遠景)



02_但馬国分寺跡(近景)